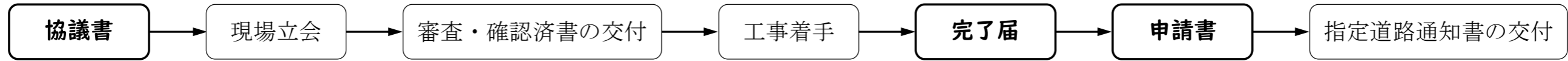


別表 1

指定道路の申請に添付が必要な図書等

R6. 7. 1

申請手続きの流れ【新設】



※ 図面の縮尺は参考

綴順	図書の種類	記載内容等	備考
指定道路申請協議書（様式第1号）		（原本1部（正本）とその写し1部（副本）の計2部とし、押印は実印とする）	※副本はすべて返却する
①	委任状	代理人、委任事項、委任年月日、申請者（記名・押印）	協議を代理する場合に添付（様式は任意）
②	許可書等の写し	占用、自営工事、農地転用、都市計画法、河川法、その他関係法令に基づくもの、排水先水路管理者（自治会長・水利組合長等）の同意が確認できるもの	協議書の提出時に添付できない場合は追加提出も可
		接続先道路が私道の場合は、当該私道の所有者の同意（承諾）書及び印鑑証明書	印鑑証明書は発行後3ヶ月以内のもの ※ 原本の返却を希望される場合には正本にその写し、副本に原本を添付する
③	図 面 類	公図の写し	協議書の提出日から3ヶ月以内のもの ※ 原本の返却を希望される場合には正本にその写し、副本に原本を添付する
		案内図・付近見取図	周辺の目標物、造成区域、方位、縮尺 縮尺 1/1500～2500
		現況平面図	◆方位、土地の境界、指定道路の位置・形状 ◆造成区域の地目及び土地の所有者、隣接土地の地番及び土地の所有者 縮尺 1/100～300 説明の対象となる隣接土地の地番及び所有者が確認できるもの 隣接土地が道路や水路等の場合は、その反対側の土地を隣接土地とみなす
		地籍図（計画平面図）	◆縮尺、方位、造成区域、予定区画の形状・周囲高低差（擁壁高さ） ◆指定道路の位置・形状・測点・幅員・延長・計画高・路面勾配 ◆道路施設（構造物・安全施設等）、道路境界標の設置位置 ◆指定道路の排水施設計画（流末までの経路、勾配、蓋）、造成する区画の雨水処理方法 ◆既存道路幅員・中心線・後退線 ◆占用・自営工事箇所 縮尺 平面図 1/100～300 詳細図 1/10～50
		求積図	造成区域全体の面積、指定道路の面積 道路後退が生じる場合には、後退面積を記載
		指定道路 縦断面図 横断面図 構造図	◆縮尺、寸法、道路境界及び道路幅員 ◆舗装（路盤）構成 ◆路面縦断・横断勾配 ◆道路構造物の位置・形状、側溝蓋の構造 コンクリート二次製品等を使用する場合は、設計仕様や強度等が確認できる資料を添付
		造成区域 横断面図 縦断面図 構造図	◆縮尺、寸法、境界、高さ（隣接地を含めた現況高と計画高が確認できるもの） ◆構造物（基礎部分が確認できるもの） 擁壁を設ける場合は、根入れ、裏込め砕石、ベースコンクリート、水抜き穴、下段の排水設備等が確認できるもの 法面を設ける場合は、土質及び安定勾配が確認できるもの
		給水装置設計図	◆平面図、横断面図（埋設深さ・位置が分かるもの） ◆配管詳細図・構造図、給水設備台帳 （県営水道区域は協議書の承認通知書、本管仕様が確認できるもの） 縮尺 平面図 1/500、横断面図 1/100 構造・詳細図 1/10～50
		下水道施設設計図	平面図、縦断面図、構造図詳細（配管・埋設・埋戻し）、マンホールの構造 縮尺 1/100～300、詳細図 1/10～50
		ガス 他	道路内の埋設管がある場合、道路占用許可基準に適合していることが確認できる図面 縮尺 1/100～300、詳細図 1/10～50
※	その他	工作物の確認済証の写し、雨水排水計算書、構造計算書、地盤調査書	雨水排水を浸透とする場合は、都市計画法に基づく開発行為許可の排水施設基準に準拠して計算されたもの

- 注) ・ 添付図書は上記の番号順に綴ってください。図面は可能な限りA3とし、作成者氏名・作成年月日を記入してください。  
 ・ 申請者（代理人）は、確認済書交付後、説明範囲の隣接土地所有者等に対して、計画内容（指定道路の位置、造成高さ）や予定工期等の説明を行い、工事についての連絡先を明確にしてください。  
 ・ 確認済書交付後に変更が生じる場合には、事前に協議をすること。協議のない変更は、位置の指定ができなくなる場合があります。

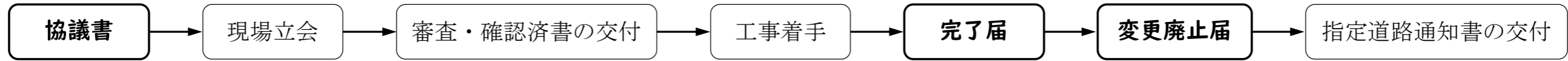
	綴順	図書の種類	記載内容等	備考
完了届	指定道路工事完了届（様式第2号）（原本1部（正本））			
	①	完成写真 （右欄、各1枚）	◆起点側からの道路全景 ◆終点側からの道路全景 ◆中間の転回広場、屈曲点、支線がある場合は、そこからの道路全景	ト書きに撮影地点を記載 A4縦にL版写真3枚程度
	②	工事写真 （右欄、異なる部位ごとかつ異なる規格ごとに各1枚、指定道路内の構造物のみ）	◆道路の舗装構成（表層、上層路盤、下層路盤の各厚さ、路盤の転圧状況） ◆道路構造物周囲の埋め戻し転圧状況 ◆道路構造物（出来形、コンクリート基礎の寸法、基礎砕石の厚さ等） ◆道路構造物の擁壁がある場合はその基礎及び全高（水抜き穴がある場合は裏込め砕石の施工状況、間地ブロック等の場合は裏コンクリートの施工状況、現場打の場合は配筋状況）	ト書きに撮影部位の名称及び設計寸法等を記載 隠ぺい部の出来形検測、又は路盤や埋め戻しの転圧状況等がわかるもの 自営工事、上下水道、都市ガス、民地内の構造物の添付は不要
	※	上下水道の検査合格が確認できる書面の写し（1部）	上水道（市水）：給水装置工事完成届の写し 上水道（県水）：配水管敷設工事完了結果通知書の写し 下水道：下水道（農業集落排水）施設完了検査結果通知書の写し	上水道（市水）は完了結果通知書が交付されない
	※	その他（提出を求めた場合）	道路構造物の品質が確認できるもの、追加の工事写真	擁壁に大臣認定品を使用した場合等、道路構造物に②の工事写真だけでは確認できない隠ぺい部がある場合

	綴順	図書の種類	記載内容等	備考	
申請書	指定道路申請書（様式第10号）（原本1部（正本）とその写し1部（副本）の計2部）				
	①	申請者の印鑑証明書	協議書（誓約書）に押印した印影のもの	発行後3ヶ月以内のもの ※ 原本の返却を希望される場合には正本にその写し、副本に原本を添付する	
	②	指定道路となる部分の土地の全部事項証明	指定道路となる合筆後の土地（抵当権等の抹消、名義・地目変更等が確認できるもの）		
	③	図	公図の写し		発行後3ヶ月以内のもの ※ 原本の返却を希望される場合には正本にその写し、副本に原本を添付する
			案内図・付近見取図	周辺の目標物、造成区域、方位、縮尺	縮尺 1/1500～2500
		面	地籍図（計画平面図）	◆縮尺、方位、造成区域、予定区画の形状・周囲高低差（擁壁高さ） ◆指定道路の位置・形状・測点・幅員・延長・計画高・路面勾配 ◆道路施設（構造物・安全施設等）、道路境界標の設置位置 ◆指定道路の排水施設計画（流末までの経路、勾配、蓋）、造成する区画の雨水処理方法 ◆既存道路幅員・中心線・後退線 ◆占用・自営工事箇所	縮尺 平面図 1/100～300 詳細図 1/10～50
			測量図	造成区域全体及び指定道路の座標値、面積が確認できるもの	接続先道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路の場合はその道路中心の座標値を記載 道路後退が生じる場合には、座標値、面積を記載
			類	指定道路 縦断図 横断図 構造図	◆縮尺、寸法、道路境界及び道路幅員 ◆舗装（路盤）構成 ◆路面縦断・横断勾配 ◆道路構造物の位置・形状、側溝蓋の構造
※	その他（完了検査時に提出を求められたもの）（1部）	道路後退部分の道路寄付が確認できる資料の写し等			

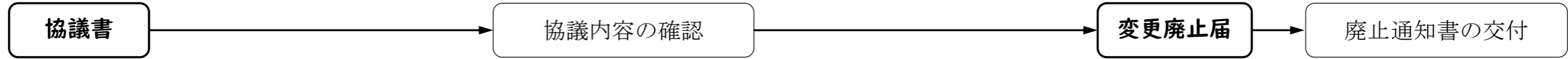
- 注） ・ 添付図書は上記の番号順に綴ってください。図面は可能な限りA3とし、作成者氏名・作成年月日を記入してください。  
・ 変更が生じた場合には、その内容を反映すること。

既存指定道路の変更（廃止）の場合

申請手続きの流れ【変更】



申請手続きの流れ【廃止】



綴順	図書の種類	記載内容等	備考
協議書	指定道路申請協議書（様式第1号）（原本1部（正本）とその写し1部（副本）の計2部とし、押印は実印とする）		※副本はすべて返却する
		添付が必要な図書等は、新設時を参照	
	変更（廃止）時のみ添付が必要な図書		
	①	承諾書の原本（様式第3号） 指定済の道路の土地に権利を有する者（所有権、地上権、抵当権など全部事項証明に記載の権利者）全てからの承諾 接道している土地に権利を有する者全てからの承諾及び印鑑証明書	指定様式でなくても、同じ項目が記載された承諾書であれば任意の様式も可 発行後3ヶ月以内のもの ※ 原本の返却を希望される場合には正本にその写し、副本に原本を添付する
完了届	指定道路工事完了届（様式第2号）（原本1部（正本））		
		添付が必要な図書等は、新設時を参照	
変更廃止届	指定道路変更廃止届（様式第11号）（原本1部（正本）とその写し1部（副本）の計2部）		
		添付が必要な図書等は、新設時を参照	

注) ・ 変更（廃止）の場合は、協議により手続きや図書等の一部が省略できる場合があります。